

文連

姫路文連とは

姫路文連は1964（昭和39）年、有志の個人、団体によって結成されました。以来40余年にわたり、「市民の手で文化のみえるまちづくり」のために、地域の文化活動の要として活動をつづけています。

姫路文連の誕生とあゆみ

姫路には戦前戦中から、戦後に花開く文化の胎動がありました。終戦を境に、文学に美術に舞台芸術に、新しい波がわきおこりました。そうした文化活動の流れのなかで、姫路美術協会や姫路文化連盟などといった各団体相互のむすびつきが生まれ、姫路文化団体懇談会（姫路文団懇）がスタートします。

1963（昭和38）年、姫路城大修理の完成を機に、作家・椎名麟三が脚本を書き下ろしたミュージカル『姫山物語』が上演されました。それは姫路の主だった文化団体、有志の総力が結集された一大事業であり、その余熱が、姫山物語制作協議会と姫路文団懇とを合体にみちびいて、ここに「姫路地方の文化団体間における相互の交流・協同・支援・および情報交換のために必要な基盤となり、あわせて当地方における総合的な文化の発展向上のために活動する」という目的のもと、姫路地方文化団体連合協議会（姫路文連）が発足しました。

2005年に、結成40周年をむかえた文連は、姫路フェスティバル「播種（はしゅ）」を開催、多くの市民に参加していただき、21世紀の文化とまちづくりを考える機会となりました。

入会案内

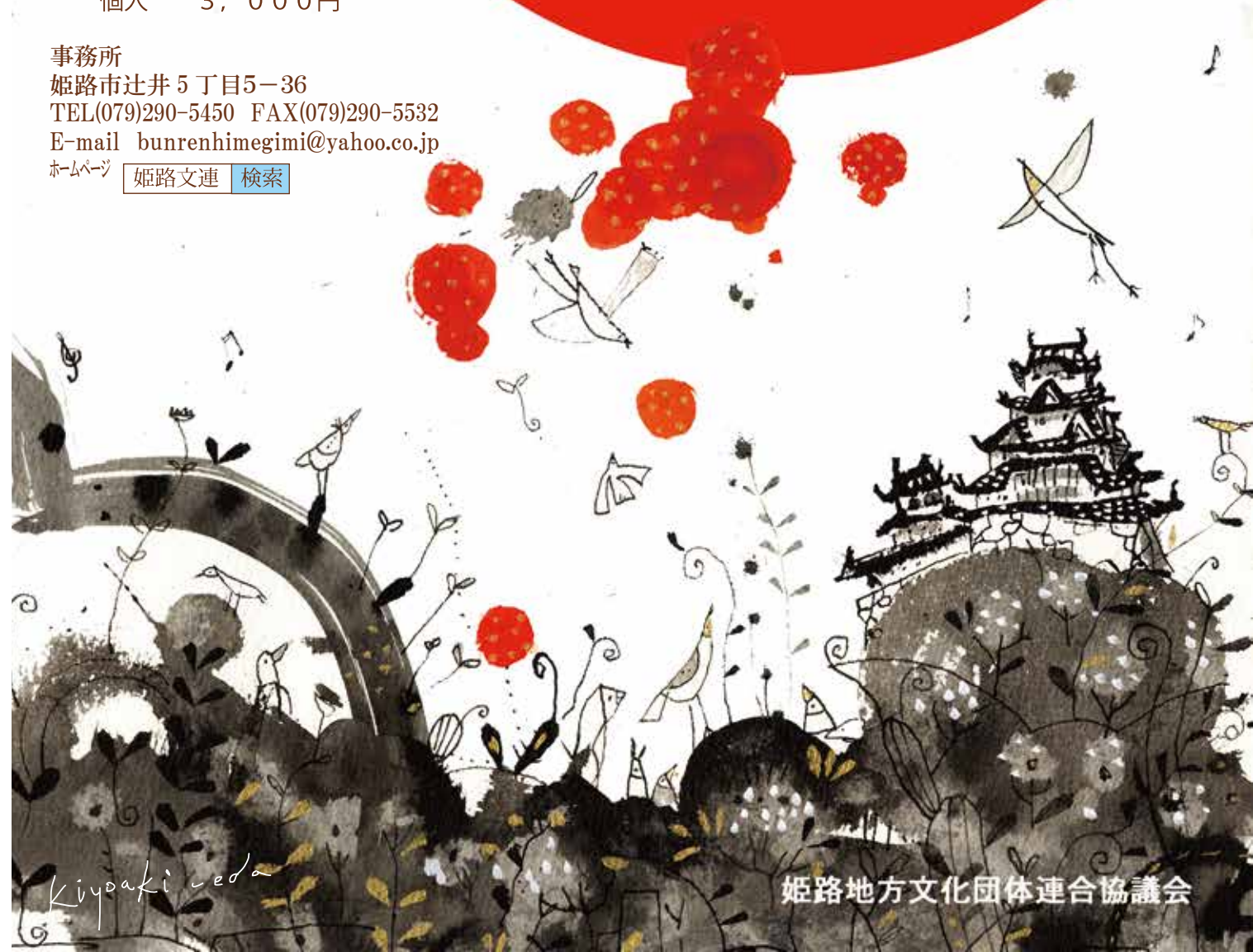
文連のかかげる目的に賛同していただける個人および団体は、どなたでも随時加入していただけます。

年会費

団体 10,000円
個人 3,000円

事務所

姫路市辻井5丁目5-36
TEL(079)290-5450 FAX(079)290-5532
E-mail bunrenhimegimi@yahoo.co.jp
ホームページ [姫路文連](#) [検索](#)



Kiyooki Ueda

活動内容

姫路文化賞

姫路文化賞
文化功労賞
黒川録朗賞



姫路文化賞は、文連の前身である姫路文
団 懇（会長・笹尾誠一）によって1963
年に創設、文連が引き継いで今日に至りま

す。文化賞は顕著な文化的業績をあげた個人、団体を対象に、また文化功
労賞は長年にわたる文化活動もしくはその支援に功績のある個人、団体に
贈られます。

黒川録朗賞は、1982年に急逝した初代会長・黒川録朗を記念して翌
83年に創設、今後の活躍が期待される人材とその活動にたいして贈られ
ます。

地方文化の再発見、再評価活動とその情報発信

文連ニュースの発行（年3回）
ホームページの作成運営



連続講座 茶座「いま・はりま」

市民の方々とともに地域の文化について考え、語り合
う場として、2006年に開講。初年度は「神戸新聞記
者を囲んで」、記者、市民それぞれから見た播磨の文化
について語り合いました。以後毎年、「ミュージアムか
らの発信」「職」「新世代文化」とテーマをひろげつつ継
続しています。

2008. 6. 21
「西村さんと行く
姫路城見学ツアー」
講座
「古建築の魅力」
の補講として



提言活動（文化のみえるまちづくりを目指して）

芸術文化政策の提言および文化行政への提案をおこなっています。

各団体・個人との懇談、交流、共催事業の開催

その他交流会

新年交流会、
研修旅行
花見など

2008. 3. 29
研修旅行
金沢市民芸術村



姫路地方文化団体連合協議会規約

（名称と事務所）

1. 本会は姫路地方文化団体連合協議会（略称・
姫路文連）といい、事務所を姫路市に置く。

（目的と事業）

2. 本会は姫路地方の文化団体間における相互の
交流・協同・支援および情報交換のために必
要な基盤となり、あわせて当地方における総
合的な文化の発展向上のために活動する。

（構 成）

3. 本会は第2条に賛同し、加盟する姫路地方の
文化団体および個人を持って構成する。

（役 員）

4. 本会の役員は、総会によって選出し、次の役
員によって運営する。

会 長 1名
常任理事 若干名
副会長 2名
理事 加盟団体より1名以上3名まで
事務局長 1名
監 事 1名
会 計 1名
任期は1年 再任をさまたげない

（総会 理事会 常任理事会 三役会）

5. 総会は年1回、加盟団体の傘下員もふくめて2月
に開く。
理事会は年2回、または必要に応じて開く。常任
理事会、三役会は会長が随時招集して開く。

（会 費）

6. 本会の運営にあてる通常経費は会費をもってあ
てる。
会費は1年分を前納するものとする。
団体会費年額 10,000円
個人会費年額 3,000円 とする。

（事業年度）

7. 本会の事業年度は毎年1月1日より12月31日
の1ヵ年とする。

（付 則）

8. 特別の事業活動は、そのつど特別委員会を設置し、
原則として独立会計をもって行なう。

※この規約の中にない役員として顧問、相談役など
をおき、随時の事業や運営について協力をあおぐ。